

各 位

明石市障害福祉課長

就職支度金の支給廃止について

平素は、明石市の福祉施策にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、明石市において、障害者の社会復帰の促進を図ることを目的に、就労移行支援または就労継続支援事業所において、必要な訓練を終え就職する場合に、就職支度金の支給を平成 7 年度より実施してきましたが、近年の働き方の多様化や就労移行支援事業所の支援の充実による就職後の定着支援などもあり、今後は対象者が安心して利用できるサービスの充実に努めるため、令和 7 年度からの支給を廃止します。

令和 6 年度までの支給については、下記のとおりとなりますので、ご注意をお願いいたします。

記

- 1 支給対象 令和 7 年 3 月 31 日までに就職し、かつ同日までに明石市に申請書を提出し、受理したもの。
- 2 その他 次の場合は、支給対象となりません。
 - ①令和 7 年 3 月 31 日までに就労支援サービスを終えたが、就職日が令和 7 年 4 月 1 日以降となる場合
 - ②令和 7 年 3 月 31 日までに就職したが、申請書が同日までに提出されなかった場合

※令和 7 年 4 月 1 日以降は、いかなる理由があっても申請書は受理しません。

【お問合せ先】

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
明石市障害福祉課自立支援係
TEL 078-918-1344(直通)
FAX 078-918-5244
E-mail:shoufuku@city.akashi.lg.jp